

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

目 次

◇ 規 則 ページ

- 森林法に基づく火入許可に関する規則の一部を改正する規則【産業経済局農林水産部農林課】 469

◇ 告 示

- 北九州都市計画地区計画の変更【建築都市局計画部都市計画課】 470
- 北九州都市計画地区計画の決定【建築都市局計画部都市計画課】 471
- 北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部を改正する告示【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 472

◇ 公 告

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】 473
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局市民部区政課】 474
- 特定非営利活動法人設立の認証申請（2件）【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 477
- 土砂災害特別警戒区域の公示図書の縦覧【建設局河川部河川整備課】 479

◇ 上下水道局

- 公募型プロポーザル方式による手続の開始のための参加申込書の提出の招請【上下水道局総務経営部営業課】 480

本号で公布された条例等のあらまし

◇森林法に基づく火入許可に関する規則の一部を改正する規則

- 1 火入れに際しての確認事項を変更することにしました。
- 2 火入れを中止しなければならない条件を変更することにしました。
- 3 所轄消防署の協力が得られる場合等における火入れの特例を設けることにしました。

この規則は、平成26年2月21日から施行することにしました。

森林法に基づく火入許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月21日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第5号

森林法に基づく火入許可に関する規則の一部を改正する規則

森林法に基づく火入許可に関する規則（昭和59年北九州市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「あつた」を「あった」に改める。

第11条第2号中「すべて」を「全て」に改め、同条第3号中「又は火災気象通報」を「、乾燥注意報又は消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の火災に関する警報（以下「火災警報」という。）」に改める。

第13条中「火入れ中」を「火入中」に、「若しくは火災気象通報」を「、乾燥注意報若しくは火災警報」に改める。

第19条を第20条とし、第14条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

（火入れの特例）

第14条 火入責任者は、次の各号のいずれにも該当するときは、第11条（第3号に係る部分に限る。）又は前条（強風注意報又は乾燥注意報が発令されたときに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、火入れをすることができ、又は火入れを中止しないことができる。ただし、火災警報が発令されている場合は、この限りでない。

（1） 火入れの際及び火入中において、所轄消防署により周囲への延焼その他の危害の発生の防止のための協力が得られること。

（2） 火入地又はその周囲の土地で火入前30分から火入終了までの間30分ごとに10分間計測した風速が、平均7メートル毎秒以下かつ最大9メートル毎秒以下（所轄消防署における実効湿度が60パーセント以下かつ最小湿度が35パーセント以下であるときは、平均5メートル毎秒以下かつ最大7メートル毎秒以下）であること。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北九州都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定において準用する同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年2月21日

北九州市長 北橋健治

1 都市計画の種類、名称及び区域

(1) 都市計画の種類

地区計画

(2) 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
舞ヶ丘地区	北九州市小倉南区舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目及び大字横代地内
浅野地区	北九州市小倉北区浅野一丁目、浅野二丁目及び浅野三丁目地内

2 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、北九州市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年2月21日

北九州市長 北橋健治

1 都市計画の種類、名称及び区域

(1) 都市計画の種類

地区計画

(2) 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
藤田二丁目地区	北九州市八幡西区藤田二丁目地内

2 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第68号

北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年2月21日

北九州市長 北橋健治

北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部を改正する告示

北九州市重度障害者医療費支給要綱（昭和49年北九州市告示第231号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「同条第10項に規定する共同生活介護を行う住居、同条第12項」を「同条第11項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める。

付 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市公告第144号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年2月21日

北九州市長 北橋健治

(別紙省略)

北九州市公告第145号

一般競争入札により、住民基本台帳ネットワークシステム及び関連システムに係る保守運用業務の委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月21日

北九州市長 北橋健治

1 委託内容

(1) 業務名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム及び関連システムに係る保守運用業務一式

(2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市の指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、提案書（様式は入札説明書による。）に必要書類を添付して平成26年3月14日午後5時までに第4項第1号アの場所に提出しなければならない（郵送の場合は、書留郵便とし、平成26年3月14日午後5時必着とする。）。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民部区政課

イ 日時 公告の日から平成26年3月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札関係資料書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 平成26年3月6日午前10時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成26年2月28日までに競争参加の申出書を北九州市市民文化スポーツ局市民部区政課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成26年3月18日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 平成26年3月19日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札仕様書記載の入札者に要求される業務を履行しなかった者がした

入札

工 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものと落札者とすることができる。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局市民部区政課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2939

北九州市公告第146号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年2月21日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあった年月日

平成26年2月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人陽だまり会

(2) 代表者の氏名

細川忠広

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区西港町125番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、刑務所や少年院を出た人、執行猶予中の元受刑者等に対する生活基盤の提供や安定した企業への就業支援を行いながら、元受刑者等に対する地域住民への理解促進のための活動を通じて、元受刑者等の社会復帰への一助となり、再犯防止はもちろん、ひいては地域社会からの犯罪者の撲滅を目指すことで、一人一人が憲法で保障されている最低限度の生活を確保し、さらに自ら参加することで、自分たちの住むコミュニティーを自らの手でより良いものとする活動に寄与することを目的とする。

北九州市公告第147号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年2月21日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあつた年月日

平成26年2月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人アジアの野球を支援する会

(2) 代表者の氏名

徳永政夫

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区上富野五丁目4番15-203号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、アジア諸国における野球後進国の人々に対して、グランドなどの環境面の整備や用具の支援に関する事業を行うとともに、野球等スポーツを通じた国際交流事業を行い、日本とアジア諸国との相互の理解や認識を深め、国際的な野球の発展並びに友好と親善に寄与することを目的とする。

北九州市公告第148号

福岡県知事より、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第5項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域の公示図書が送付されたので、同条第7項の規定により、これを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年2月21日

北九州市長 北橋健治

1 縦覧図

平成26年福岡県告示第114号

- (1) 区域指定 土砂災害特別警戒区域
- (2) 所在地 北九州市八幡西区
- (3) 自然現象の種類 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり

2 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局河川部河川整備課
- (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
北九州市八幡西区役所総務企画課

3 縦覧期間

平成26年2月21日からの毎日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに毎年12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

北九州市上下水道局公告第30号

応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式による手続の開始のため、次のとおり参加申込書の提出を招請する。

なお、本公告に係る手続の開始は、当該業務に係る予算が成立することを条件とする。

平成26年2月21日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市水道料金等徴収業務委託
- (2) 業務内容 水道料金等の徴収に係る検針業務、調定業務、収納関連業務、未納整理業務、開閉栓業務、窓口業務及びその他業務
- (3) 履行期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 準備期間 契約締結日から平成27年3月31日まで

2 参加資格

参加申込期限日時点において、次の各号（第8号は、共同企業体による参加の場合に限る。）に掲げる条件を全て満たしていること。なお、共同企業体による参加の場合、第1号から第3号まで及び第8号については、共同企業体を構成する各事業者（以下、「構成員」という。）が満たさなければならないが、第4号については、共同企業体により満たせばよいものとし、第5号から第7号までについては、いずれかの構成員が満たせばよいものとする。ただし、構成員は、第5号から第7号までのいずれかを満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 北九州市物品等供給契約の有資格者名簿に登録されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、登録されているとみなす。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 20名以上の常時雇用関係にある社員（社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入し、平成27年4月1日以降1年以上の雇用関係が見込まれる者をいう。第8号において同じ。）を配置できること。
- (5) 北九州市内に本社・本店又は本部を有し、かつ1年以上経過していること。
- (6) 日本国において、平成24年4月1日以降に1年以上、水道、電気又はガスのメーター検針業務を履行し、かつ、一つの事業体と契約した受託区域の人口が30万人以上であること。

(7) 日本国内において、平成24年4月1日以降に1年以上、水道、電気又はガスの未納整理業務を履行し、かつ、一つの事業体と契約した受託区域の人口が30万人以上であること。

(8) 共同企業体による参加の場合、全ての構成員から3名以上の業務従事者（常時雇用関係にある社員に限る。）を配置できることとし、かつ、第6号又は第7号の条件を満たすものが代表者となること。

3 受託候補事業者を選定するための評価基準

- (1) 会社内容
- (2) 経営方針
- (3) 業務体制等
- (4) 業務履行方法
- (5) 個人情報保護等
- (6) その他の業務提案
- (7) 意欲・信頼性等（ヒアリング等による評価）
- (8) 提案見積金額

4 担当部局

北九州市上下水道局総務経営部営業課

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3623

5 応募手続

(1) 説明書（プロポーザル実施説明書及び業務委託仕様書）の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 北九州市上下水道局のホームページからダウンロードするものとする。

イ 交付期間 平成26年4月21日から同年6月30日まで

(2) 応募に係る事業者説明会 平成26年5月中旬（開催日時及び開催場所は、第1号のプロポーザル実施説明書に記載する。）

(3) 参加申込書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第4項の担当部局に同じ。

イ 提出期間 平成26年6月9日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

6 応募後の手続

応募事業者（参加資格を有する事業者に限る。）は、プロポーザル実施に

係る説明会に参加した後、選定に必要な手続を行うものとする。

なお、説明会では、担当部局から業務提案書の提出に係る要領を説明するとともに、業務提案書の作成に必要な資料を貸し出すものである。

(1) プロポーザル実施に係る説明会

ア 開催日 平成26年7月上旬（詳細な日時は、第5項第1号のプロポーザル実施説明書に記載する。）

イ 開催場所 応募事業者（参加資格を有する事業者に限る。）あて別途連絡する。

(2) 業務提案書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第4項の担当部局に同じ。

イ 提出期限 平成26年8月上旬（詳細な日時は、第5項第1号のプロポーザル実施説明書に記載する。）

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は配達証明付き書留郵便に限る。提出期限に必着のこと。）

7 契約の交渉

第3項の基準により決定した受託候補事業者と、第1項第1号に規定する業務の委託契約締結の交渉を行う。

ただし、上下水道局は、この契約をしないことによる補償は、行わない。

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第4項に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。